

京都市感染症診査協議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第91号

京都市感染症診査協議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市感染症診査協議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を第4条とする。

第1条中「京都市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)」を「協議会」に改め、同条を第3条とし、同条の前に次の見出し及び2条を加える。

(部会)

第1条 京都市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)の部会ごとに部会長を置く。

2 部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市結核診査協議会条例施行規則は、廃止する。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)